

指定障害福祉サービス事業者等の代表者 様

岩手県保健福祉部長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業者等における事故等発生時の報告について（通知）

指定障害福祉サービス事業者などにおいて、サービス提供時に事故等が発生した場合は、県、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが各省令に規定されており、この連絡（報告）について、これまで「障害者（児）施設・指定居宅支援事業者等における事故等発生時の報告について」（平成 16 年 12 月 20 日障第 806 号県保健福祉部長通知）により運用していましたが、昨年度障害者自立支援法が施行されるなどしたことから同通知は廃止し、今後は下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

記

1 報告を求める根拠等

(1) 根拠（全て厚生労働省令。以下アからケを「基準」と総称する。）

- ア 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 171 号）
- イ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 172 号）
- ウ 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 18 年第 173 号）
- エ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 175 号）
- オ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 176 号）
- カ 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成 14 年第 79 号）
- キ 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成 14 年第 81 号）
- ク 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年第 21 号（H18.10.1 改正前のもの））
- ケ 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 178 号）

(2) 法定外事業所等の報告

障害者作業所及び盲人ホームについては、法定外の事業であることから（1）に掲げる基準はなく、職親については、法及び関係政省令等に事故報告に関して規定されていないものであるが、障害者（児）の安全確保及び利益保護などの観点から、特にも反復継続的にサービス等を提供しているこれら法定外事業所等についても、法定事業所と同様の報告を求める取扱いとするものであること。

2 報告を求める指定事業者・施設等

本通知において、(1) から (14) までを「指定事業者・施設等」と総称する。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）
- (2) 基準該当事業所（障害者自立支援法第 30 条第 1 項第 2 号イ）
- (3) 指定障害者支援施設（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）
- (4) 指定相談支援事業者（障害者自立支援法第 32 条第 1 項）
- (5) 地域活動支援センター（障害者自立支援法第 5 条第 21 項）
- (6) 福祉ホーム（障害者自立支援法第 5 条第 22 項）
- (7) 身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法附則第 41 条）
- (8) 知的障害者援護施設（障害者自立支援法附則第 58 条）
- (9) 身体障害者小規模通所授産施設（平成 18 年 10 月 1 日改正前の身体障害者社会参加支援施設

の設備及び運営に関する基準（平成 15 年省令第 21 号）第 50 条第 1 項第 3 号）

- (10) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設（児童福祉法第 7 条第 1 項）
- (11) 盲人ホーム
- (12) 障害者福祉団体等が運営する障害者自立支援法に基づく事業に類似する事業を行う事業所（「障害者作業所設置運営費補助事業補助金交付要綱」（平成 15 年 4 月 25 日障第 117 号県保健福祉部長通知）に定める障害者作業所）
- (13) 職親（知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 3 号）
- (14) 精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法附則第 48 条）

3 報告を求める事故等

(1) 事故等の種類及び具体例

報告を求める事故等の種類	事故等の具体例
①死亡	利用者または職員のサービス提供中に発生した事故等による死亡、または施設入所者の自殺及び変死
②傷病等	サービス提供中に発生した怪我等により治療を必要とする場合、食中毒、感染症等が発生した場合など
③暴力	利用者間、利用者職員間の暴力行為
④犯罪行為	利用者が当事者となった犯罪、職員による業務に関連した犯罪行為
⑤施設入所者の無断外出	警察への通報、捜索を要する入所者の無断外出
⑥火災を含む災害の発生	火災やその他災害等による物的、人的被害が発生した場合（岩手県地域防災計画に基づく報告が必要となる自然災害は除く）
⑦交通事故	サービス提供中に発生した利用者の交通事故、職員による業務中の人身事故または道路交通法違反に問われる物損事故
⑧人権侵害、虐待等	事業所内で発生した人権及びプライバシーの侵害、いじめ、ネグレクト等の虐待
⑨その他	上記の例に準ずると認められる利用者及び職員に係る事故、事件など

(2) 報告適用除外

サービスの提供等との関連がない場合及び軽微な事案は除く。

ただし、利用者に係る事故については、軽微なものも含めて当該家族等へ速やかに連絡を行うものであること。

(3) 感染症等について

食中毒及び感染症については、平成 17 年 2 月 22 日社援発第 0222002 号等「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（厚生労働省社会・援護局長等連名通知）において、市町村及び保健所に対して報告する例が示されているが、この例には至らないものの、それに近い状況が発生した場合に本通知に基づく報告を行うものとする。

【厚生労働省社会・援護局長等連名通知の例】

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等管理者が報告を必要と認めた場合

4 報告様式

指定事業者・施設等が報告する様式は、別紙 1 とする。

5 報告経路等

(1) 事故等が発生した場合の報告経路は別紙 2 によるものとする。

(2) 事故等への迅速な対応を図るため、報告先に対しまずは電話による報告を行い、次に前記 4

の様式による報告を行うものとする。

- (3) 予め、報告先に対する報告にかかる連絡系統図、夜間対応等の体制を定めておくものとする。
- (4) 事故等の発生が報告先の行政機関の閉庁日等であっても、入所施設における火災、事件性の高い利用者の死亡等特に重大な事故等である場合には、速やかに当日中の報告を行うものとする。

6 報告後の措置

- (1) 基準に明記されているとおり、事故の状況及び事故に際して採った処置について、適切に記録し保存するとともに、原因を解明し再発を防ぐための対策を講じ、利用者に対して賠償すべき事故である場合にあっては、速やかに損害賠償を行うものとする。
- (2) 指定事業者・施設等、市町村及び県が一体となり、発生した事案への迅速かつ適切な対応を図り、速やかに事態を終息させるよう努めるものとする。
- (3) 感染症のように時間の経過に伴い状況の変化が予想される事案については、保健所等他機関への報告を行っている場合を除き、第一報、第二報といった速報性に考慮した随時の報告を行うものとする。

担 当： 障害保健福祉課障害福祉担当、療育精神担当
電 話： 019-629-5446 (障害児、職親関係)
019-629-5448 (障害者関係)
019-629-5450 (精神障害者社会復帰施設のみ)
F A X： 019-629-5454